

岩国錦帯橋空港ターミナルビル施設管理規則

岩国空港ビル株式会社

岩国錦帯橋空港ターミナルビル管理規則を次のように定める。

(目的)

第1条

この規則は、岩国錦帯橋空港ターミナルビル（以下「ターミナルビル」という。）の管理に関し必要な事項を定め、ターミナルビルの利用者の安全並びにターミナルビルの安全かつ能率的な運営及びその秩序維持を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条

この規則は、岩国空港ビル株式会社（以下「空港ビル」という。）が管理するターミナルビルの使用に対して適用する。

(入場制限・禁止)

第3条

- 1 空港ビルは、混雑の防止その他ターミナルビルの管理上必要があると認めるときは、空港ビルが承認する者以外のものがターミナルビルに入場することを制限又は禁止することができる。
- 2 空港ビルが管理する施設の内、保安区域（保安検査場、搭乗待合室、手荷物受取場、固定橋可動橋等岩国空港保安管理規程で定められた区域をいう。）には、次に掲げる者を除き、立ち入ってはならない。
 - (1) 国土交通省大阪航空局岩国空港事務所の承認を受けた者
 - (2) 航空機に乗降する旅客

(禁止行為)

第4条

- 1 ターミナルビルにおいては、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 建物、施設、設備等を汚損し、又は損傷すること。
 - (2) 航空機の運航に支障をきたす恐れのある行為をすること。
 - (3) 紙屑、使用済の容器その他不用の物を所定の場所以外にみだりに放置すること。
 - (4) 次の物を持ち込むこと。
 - ア 爆発物、発火又は引火しやすいものその他の危険物
 - イ 刃物、棒その他の人に危害を加えるおそれのあるもの
 - ウ 臭気を発するもの、長大なものその他建物又は施設を汚損し、損傷したりするおそれのあるもの
 - (5) 動物を連れて立ち入ること。ただし、本来の目的に使用される盲導犬・聴導犬・介

助犬及び受託手荷物として取り扱われるもの（愛玩動物/飼い馴らされた小犬、猫、小鳥等）を除く。

- (6) タクシー・ハイヤー等の客引き行為をすること。
 - (7) 演説、示威行為その他これらに類する行為をすること。
 - (8) 喫煙場所として指定された場所以外において喫煙すること。
 - (9) 暴力、喧騒その他人の迷惑となるような行為をすること。
 - (10) 前各号のほかターミナルビルの安全、風紀又は秩序を乱し、その他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- 2 ターミナルビルにおいては、空港ビルの承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 火気を使用すること。
 - (2) 寄付金の募集をすること。
 - (3) 製作物、物品等を展示又は設置すること。
 - (4) 物品等の販売、配布、広告宣伝活動その他これらに類する行為をすること。
 - (5) 看板、旗、印刷物、書面等の掲示又は配布すること。
- (使用申込)

第5条

- 1 ターミナルビルにおいて、施設若しくは設備を使用しようとする者又は前条第2項各号に掲げる行為をしようとする者は、岩国錦帯橋空港ターミナルビル使用申込書（様式第1号）により、空港ビルに申込みをし、承認を得なければならない。
 - 2 空港ビルは、前項の使用申込みをし、承認を得た者から、別表「ターミナルビル施設等使用料金表」による使用料を徴収するものとする。ただし、空港ビルが特に認めたものについては、減免することができる。
- (見学申込)

第6条

- 1 団体にてターミナルビルの施設見学をしようとする者は、岩国錦帯橋空港ターミナルビル団体見学申込書（様式第2号）により、空港ビルに申込みをし、承認を得なければならない。
 - 2 空港ビルは、前項の使用申込みをし、承認を得た者が展望デッキへの入場を希望する場合は入場料を徴収するものとする。ただし、空港ビルが特に認めたものについては、減免することができる。
- (取材届出)

第7条

- 1 ターミナルビル内において取材をしようとする者は、岩国錦帯橋空港ターミナルビル取材届出書（様式第3号）により、空港ビルに届け出をし、承認を得なければならない。但し、第5条において承認されたターミナルビル内にて行われる行事に係る報道取材は除

く。

(写真類の届出)

第8条

1 空港ビルの所有するターミナルビルの外観・内観等の写真若しくは写真データを出版物（社内報、機関紙、雑誌、紙面等）や web 上に掲載をしようとする者は岩国錦帯橋空港ターミナルビル写真使用届出書（様式第4号）により空港ビルに届け出をし、承認を得なければならない。

(損害賠償)

第9条

ターミナルビルにおいて、故意又は過失により施設又は設備を汚損、破損、紛失等により空港ビルに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(供用の休止等)

第10条

空港ビルは、次の各号のいずれかに該当し、ターミナルビルの管理に支障があると認めるときは、ターミナルビルの供用を休止し、又は使用方法の制限を行うことができる。

- (1) 天変地異その他異常な事態が発生したとき。
- (2) 施設又は設備の修理その他工事を行うとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、やむを得ない事由が生じたとき。

(免責)

第11条

空港ビルは、前条の規定に基づくターミナルビルの供用の休止又は使用方法の制限により生じた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(制止・撤去等)

第12条

空港ビル及び空港ビルから警備を委託された者は、次の各号に掲げる者に対しその行為を抑制し、又は退去若しくは撤去を命ずることができる。

- (1) 第3条の規定に違反してターミナルビルに入場した者。
- (2) 第4条の規定に違反して禁止行為を行った者。

(法令の遵守)

第13条

ターミナルビルを使用する者は、この規則のほか、航空法、空港管理規則等の法令を遵守しなければならない。

附則

この規則は平成24年12月13日から施行する。

附則

この規則は平成25年3月28日から施行する。

附則

この規則は平成26年8月18日から施行する。